

デジタル資産関連業界団体について

～設立の動きとその役割・期待・課題



令和8年3月3日
株式会社資本市場研究所きずな

デジタル資産関連の急速な発展と業界団体設立の動き

ビットコインで利用が始まったブロックチェーン技術が投資資産のデジタル化を進め、WEB3.0時代に向けて、新たな金融商品の組成や取引スキーム活用でデジタル資産の注目度が高まっている。その為、各種のデジタル資産に関する業界団体が立ち上げられ、その活動が活発になっている。

最近では、2025年12月24日に日本デジタル分散型金融協会が設立され、大手証券や金融機関、大手暗号資産取引業者、監査法人、運用会社などが参加している。同協会の設立目的は、国内におけるデジタル技術及びブロックチェーン技術を基盤とするデジタル分散型金融ビジネスに、業態を跨る横断的な意見集約等を推進し、業界の健全な発展に寄与するとしている。取り上げるテーマとして、暗号資産ETF・DeFi (Decentralized Finance:分散型金融)・ステーブルコイン・ノンカストディアルウォレット・セキュリティトークン/RWA (Real World Assets: 現実資産)トークンがある。

デジタル資産関連の業界団体(以下、略称で記載)の概要を下表に示した。設立の背景は以下となる。

先ず2009年からブロックチェーン技術を利用したビットコインの取引が始まって、既存の金融システムに頼らない資金の受け渡しが可能となった。その為、当初は仮想通貨と呼称され、若者中心に利用が拡大して数多くの仮想通貨が発行されていたが、規制するような法制度は各国とも整っていなかった。

2014年、日本に拠点を置く当時最大の仮想通貨取引所と言われていたMTGOXが、不正アクセスによる約85万ビットコイン(当時のレートで約480億円相当)の消失を公表して破綻する事件がおき、法制度整備の必要性が関係者間で高まった。一方、ブロックチェーンを利用する低コストで迅速な新しい決済システムの可能性への期待も強まり、金融商品における利用に限らず様々な資産がデジタル化されることが想定されていた。その中で、JBAが設立され、2016年の資金決済法改正で仮想通貨取引所の登録制・顧客資産分別管理・AML義務(マネロン対策)が導入

される中、JCBAやBCCCの設立も相次いだ。

世界に先駆けて仮想通貨に対する法制度整備が実施されたことを受け、仮想通貨取扱業者の業界団体としてJVCEAが設立され自主規制団体となっている。2019年の資金決済法・金融商品取引法改正においては、仮想通貨の呼称を暗号資産と変更し、一部トークンの金融商品性や暗号資産デリバティブ規制を明確化している。この改正を受けて、証券会社や金融機関によりJSTOAが設立され、セキュリティトークン(デジタル証券)の投資家への仲介や資金調達に関する自主規制を定めている。

2022年の資金決済法改正ではステーブルコインの発行主体や保全ルールが整備され、2023年の金融商品取引法改正においては不動産トークンへの金商法販売勧誘規制が適用となり、2025年の資金決済法では暗号資産等取引に係る仲介業制度が創設されるなど、デジタル資産に関係した法制度の整備・改革が相次いでいる。

デジタル資産関連業界団体の概要

業界団体名	略称	設立年	主目的	参加者数	主な構成員	主な機能
ブロックチェーン協会	JBA	2014年9月	ブロックチェーン普及	150	技術企業・交換業者	政策提言、税制改正要望、暗号資産ETF解禁
日本暗号資産ビジネス協会	JCBA	2016年4月	暗号資産ビジネス環境整備	160	交換業者・金融機関	政策提言、税制改正要望、関連ガイドライン作成
ブロックチェーン推進協会	BCCC	2016年4月	ブロックチェーン推進	116	技術企業・非金融企業	実証実験、勉強会、海外団体との連携
日本暗号資産等取引業協会	JVCEA	2018年3月	暗号資産交換業の自主規制	39	交換業者・資金移動業者	自主規制、統計調査、情報提供、税制改正要望
日本STO協会	JSTOA	2019年10月	セキュリティトークン分野の健全な発展	67	証券会社・金融機関	自主規制、政策提言、税制改正要望、統計調査
日本セキュリティトークン協会	JSTA	2019年10月	セキュリティトークン普及	69	STO企業・金融機関	技術研究、応用・普及活動、情報発信
日本デジタル分散型金融協会	JDDA	2025年12月	DeFi推進	36	DeFi関連企業、金融機関	政策提言、実務検討

自主規制団体

業界団体としての取組・役割について

デジタル資産に係る業界団体の主な取組みや役割については、①業界や業務拡大の為に、行う政策提言があり、政府・与党などへのロビー活動や広報活動も行うこと。②デジタル資産投資を支援するために、取引に係る課税に対する税制改正要望を取りまとめること③公平で透明性の高い市場形成や投資家保護の為に整備される法制度を受けて、実務的な対応について自主規制ルールを定め参加者の遵守に努めること(金融庁の自主規制団体としての認可必要)④業界の実態を把握する為に各種の取引に関する統計調査が必要で、参加者から情報を収集して課題を調査すること。⑤業者と投資家などの裁判外の紛争解決手段として金融ADR制度への対応などがある。

以上を組織的・継続的に行っていくためには、必要な人員の確保と組織運営の為に経済基盤が必要になる。勿論、主力参加企業からの出向は行われているものの、専門性の高い人材確保は必須で、その為のコストは参加者からの会費や業界団体が行う資格試験等の事業収益で賄うことになる。

例として、デジタル資産に係る業界団体ではないが、日本証券業協会は戦前に府県別に設立されたものが戦後再編・統合され、現在では370人超の人材を抱えている。令和6年度の収入は106.7億円で、内訳は年会費等が69%、研修や資格試験などの事業収入が19%、助成金が5%等となっている。

デジタル資産関連の業界団体は、数こそ多いものの活動年数は浅く、活動を行うための財務基盤も弱い為、提言や税制改正要望などは複数の団体で行うことも多い。特に投資家の関心が高い税制改正要望については業界全体の要望であるが、今般、令和8年税制改正大綱において以下の事項が掲げられた。

◇暗号資産取引業を行う者に対して特定暗号資産(金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。)の譲渡等をした場合には、その譲渡所得等について、他の所得と分離して20%の(所得税15%、個人住民税5%)の税率で課税

◇特定暗号資産取引で生じた損失は、特定暗号資産取引に関して3年間の繰越控除が可能

(※以上2項目は、2026年に予定される暗号資産関連の金商法改正を前提として、2028年から適用予定)

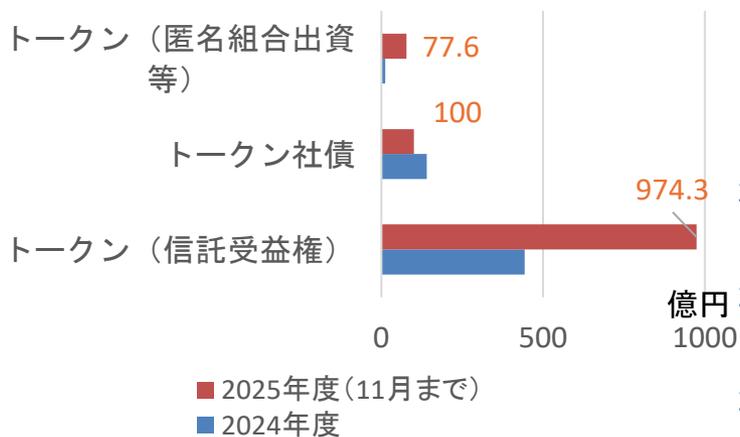
◇先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、特定暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等を加える。

さらに業界団体ごとの税制改正要望を見てみると、暗号資産取引等に関しては、JVCEAとJCBAが共同で①暗号資産やウォレットの種類を区分せず、現物取引・デリバティブ取引共に20%の申告分離課税の導入及び3年間の繰越控除②暗号資産を寄附・贈与した場合の税制の明確化と合理化 ③相続により取得した暗号資産に係る評価・取得費についての税制上の整備④暗号資産同士を交換したタイミングでは課税しないこと⑤営利目的で継続的に売買していない暗号資産については、保有期間や目的に応じた課税方法の再検討を行うこと、を要望している。

また、デジタル証券に関するものとしてJSTOAは、①配当

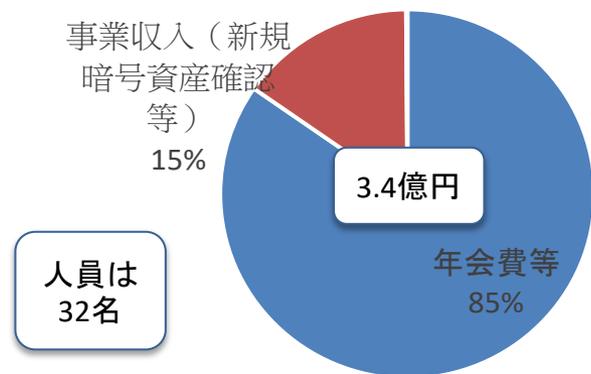
及び収益分配金に関する所得を配当所得とする②譲渡益に関する所得を譲渡所得として申告分離課税とする③譲渡損益を上場株式等との損益通算の対象とする④譲渡損失の繰越控除を可能とする⑤特定口座への受入れ⑥簡便な相続税評価が可能となるよう取扱いの明示、を要望している。

トークンの募集・売出し



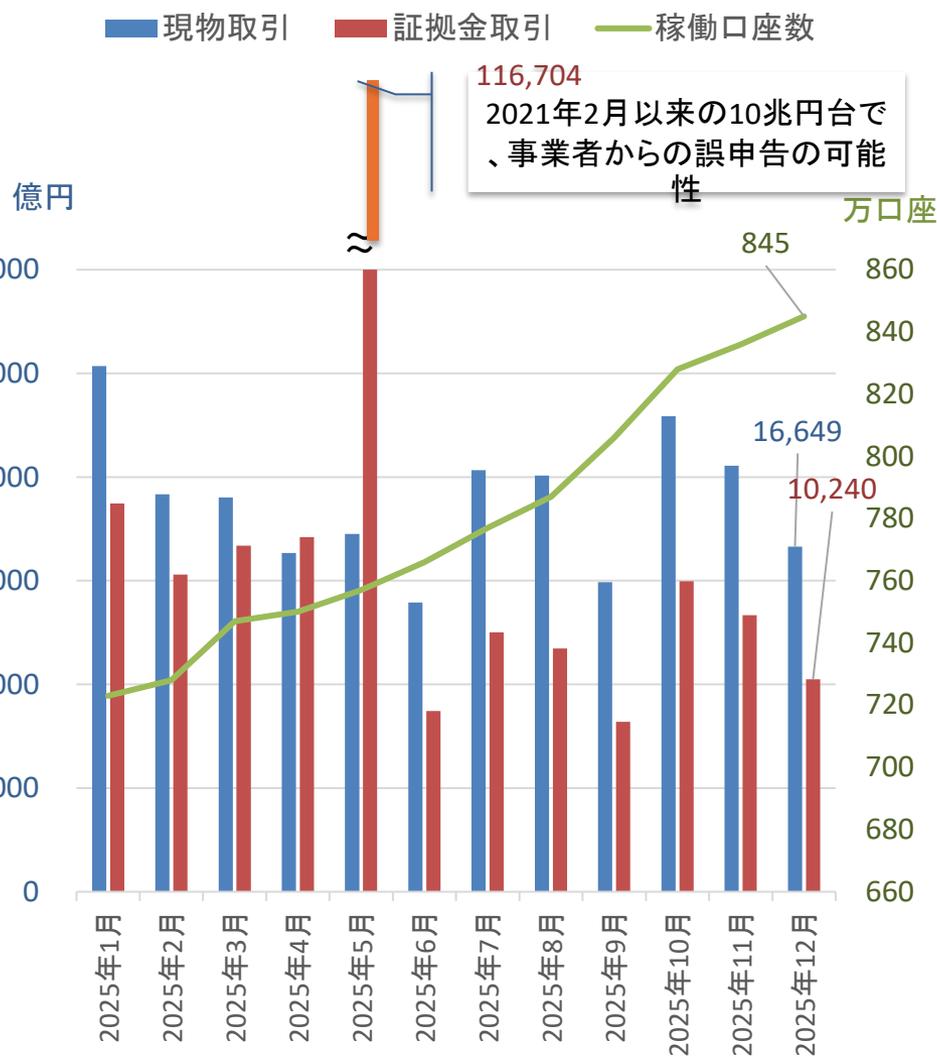
※JSTOA統計資料より作成

JVCEAの令和6年度収入等



※JVCEA資料より作成

暗号資産取引の月間推移



※JVCEA統計資料より作成

業界が目指すデジタル資産業務発展の可能性について

デジタル資産関連業界にとって、業界の新たな発展の為に必要な事項を業界内外でワーキングチームを組成して検討を行い、政策提言として政府や与党に伝えていくことも重要である。税制改正要望以外では次の様なテーマが取り上げられている。

◇暗号資産ETFの実現(JCBA)：

暗号資産現物のETFは、2024年に香港や米国で取引が始まって以降現在18兆円相当の暗号資産が積みあがっており、最大のもはブラックロックが運営するiShares Bitcoin Trustで全体の7割を占めている。

日本においても、業界横断的な国内暗号資産ETF勉強会において「国内における暗号資産ETF等の組成等に向けた提言」が2024年10月に公表されている。

主要な暗号資産について、金融資産と同様の申告分離課税が2028年から開始されることが予定されており、この変更を受けて日本においても暗号資産現物のETF上場が現実味を帯びている。税制や金商法の改正及び施行が前提となるが、2028年の上場を目指して野村やSBI系列の

運用会社における検討が伝えられている。

◇デジタル証券の流動性向上(JSTOA)：

ブロックチェーン技術を用いたデジタル証券が目指すところは、既存の金融商品と同様に投資家の利便性を確保することで、2023年12月に大阪デジタルエクスチェンジ(ODX)で公募形式(信託受益権)を取り扱うPTSがスタートし、PTSで取り扱われるものについては申告分離課税が実現している。

しかし、現状は取引銘柄が不動産流動化商品に限定されており、取引も小規模だ。

今後は、対象資産を社債や航空機リース、インフラファンドなどに拡大していくことが期待され、流動性向上についてはマーケットメーカーの本格導入が検討されている。また、決済基盤は現在Progmatやibet for Finが利用されているが、利用する証券会社によって異なるので基盤間の相互運用や標準化が必要とされている。

◇NFT・RWA(JCBA)：

NFT(非代替性トークン)は、Web3.0において注目度が高く、当初はアート作品など高額取引に使われ投機的な動き

もあったが、社会的に実装する段階に入ってきている。現在は、機能やファンコミュニティの形成に価値を置く利用法が定着しつつあり、例えばふるさと納税の返礼品として宿泊や現地体験に利用できるものや、交通インフラ企業や通信大手が利用履歴の証明やファンコミュニティの会員証として活用する動きもある。

今後は、不動産や高級ワイン、高級時計などの現実資産の所有権や利用権などRWA(現実資産)との連携や、ウォレットや暗号資産を利用しなくても、クレジットカードやSNSログインで簡単にNFTを取得・利用できるインフラが標準化されることが期待されている。

◇DAO(JCBA) :

Decentralized Autonomous Organizationの略称で分散型自立組織と訳されている。組織運営をスマートコントラクト上で実行していくことも可能とされている。それまでネット上のグループだったものが、2024年4月から合同会社型DAOが可能となり、法人格が持てるようになって契約や銀行口座開設など可能になっている。企業や知財保有者が参加しやすくなっているが、現状はまだ実証段階のようで地方創成やコミュニティ中心に増加しているものの実務面におけるルール整備が必要な段階である。

以上は、各業界団体のワーキングで情報収集が行われ実務的な面を中心に検討され行政や自民党などに政策提言されているが、一部の項目では先進性や革新性が中心になっていることも否めない。

Web3.0時代に国際的な動きに遅れないことも大事であるが、目指すところが金融商品並みの利便性であれば、相応の投資家・利用者保護の仕組みを想定してガイドラインなどの実務指針を積み上げていくことも重要である。

デジタル資産業界の政策提言から伺う発展の可能性について

各業界団体による政策提言

財務省、金融庁、経済産業省などの行政
取引所、与党税調、自民党デジタル社会推進本部web3PTなど

2026年税制改正大綱で、金商法改定を前提に2028年から主要暗号資産に関して
申告分離課税や損失繰越が可能となることが予定された。
(※その他の提言で主なものは以下のとおり)

暗号資産ETF
(JCBA)

国内における暗号資産
ETF 等の組成等に向けた
提言

大手運用会社による組成
への動きが顕在化

デジタル証券
(JSTOA)

ODXでPTSが稼働している
が、流通市場としては初
期段階

対象資産の拡大やインフ
ラ整備などが今後の課題

NFT・RWA
(JCBA)

バブル期から社会的実装
段階へ

インフラの標準化が必要

DAO
(JCBA)

期待は大きいものの法制
度やルール共通化が必要

海外動向を見ながら実務
面検討段階か

投資家を意識した業界団体の情報発信について

今後、社会のデジタル化が一層進むことが予想され、投資対象となるデジタル資産が増加する可能性が高い。

また、ステーブルコインなどの普及やDeFiを使った投資サービスの浸透などが、一層のデジタル資産投資を後押ししていくことも考えられる。その為、業界団体の今後の取組みとしては、実装段階として始まっているデジタル資産取引に関する実態を把握し、実務対応を整理・標準化して、業界や業者の実像について投資家に分かり易く伝えていく努力を継続していくことが重要な役割となっている。

この情報発信の基盤となる業界団体の取組みについては、次のようなことが考えられる。

◇取引実態の把握(統計資料など):

現在、暗号資産についてはJVCEAが取引高・口座数・証拠金残高・証拠金建玉残高・取引上位暗号資産を月次で公表している。また、個別の暗号資産やステーブルコインに関しての概要書やグリーンリスト(4社以上が取り扱っている暗号資産)は、JVCEAのHPから一般投資家もアクセスすることが可能となっている。デジタル証券については、

JSTOAが統計資料を纏めているが発行スキームによる募集・売出し・販売の金額と件数に限定されており、セカンダリーに関するものはまだ準備されていない。

デジタル証券の対象は不動産流動化商品と社債に限定され、まだ市場立ち上げ段階ともいえるが、将来的にはデジタル証券の時価情報(気配値を含む)などの情報開示が望まれる。

◇課題の抽出:

JVCEAは2024年度の事業報告において、法制度対応、金融犯罪対策の強化、セキュリティリスク管理の強化、審査・監査体制の充実、組織運営の課題に取り組んでいることを記載している。今後、現状の取組みに加え業界構造の多様化への対応や国際情勢の変化への対応も必要としている。

JSTOAは2025年度事業計画として、発行市場に係る課題の洗い出しと対応策、PTSの制度整備、電子記録移転権利等の利用の促進、ST市場の活性化などの検討を挙げている。暗号資産に関しては、DeFiの取組みが多様化している影響やハッキング対策でシステム管理・運用が複雑化しており、業界としての対応が必要になっている。

デジタル証券に関しては実証段階から脱皮するために投資家を意識した対応が最も重要ではないだろうか。

◇各種ガイドラインの整備：

JVCEAのガイドラインは、暗号資産の取引等（主に対顧客）、顧客の資産管理・システム安全管理、勧誘や広告、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策、従業員サービスなどに関わるものが整備されている。JSTOAにおけるガイドライン整備についても概ね同じであるが、こちらは現在のところデジタル証券が主体なので、引受や募集、外務員資格や登録（デジタル証券の販売に必要）に関するものも加わる。ガイドラインは実務に関わることなので、顧客と業者の情報格差が大きいデジタル資産取引については、個人レベルまで理解できるような情報発信が望まれる。

◇業者の業務状況の報告：

日本証券業協会では、証券会社の業務及び財産の状況に関する説明書（年次で更新）がHP上でディスクロージャー資料として公開され、個人でもアクセスできるようになっている。デジタル資産を取扱う業者についても同様の公表が望ましく、個人はSNSの不確かな評判に頼らずとも

利用する業者の比較や選択に役立つ。

今後、暗号資産投資も含めて金商法で整備していくことが予定されているが、デジタル資産の取扱業者においても、当然、顧客本位の業務運営原則の遵守が求められる。その為、業界団体は上記の各項目について一般個人レベルでも理解しやすいような情報発信をしていくことが必要になっている。

業界団体の情報発信について

